

議案第79号

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例(令和5年羽曳野市条例第28号)の改正規定を補充するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立
中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例(令和5年羽曳野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例(平成23年羽曳野市条例第26号)第7条の改正規定を次のように改める。

第7条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第1項中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「使用申請」を「利用の承認申請」に改め、同項第4号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「市長が」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

第7条を第8条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例(平成23年羽曳野市条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>第7条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第1項中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「使用申請」を「利用の承認申請」に改め、同項第4号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「市長が」を削り、同条第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u></p> <p><u>第7条を第8条とする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例の一部改正)</p> <p>第1条 羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例(平成23年羽曳野市条例第26号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>第7条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第1項中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「使用申請」を「利用の承認申請」に改め、同項第4号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「市長が」を削り、同条第2項を次のように改める。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u></p> <p>以下省略</p>